



鳥取県公報

令和 8 年 5 月 29 日（金）
第 9 7 9 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	所有者等が判明しない放置自動車（322）（自然共生課）・・・・・・・・・・ 2
	土地改良区の定款の変更の認可（8件）（323～330）（農地・水保全課）・・・・・・・・ 2
	土地改良区の役員の就退任（331）（東部農林事務所）・・・・・・・・・・ 3
	県道の区域の変更（332）（道路企画課）・・・・・・・・・・ 4
	県道の供用の開始（333）（〃）・・・・・・・・・・ 4
	開発行為に関する工事の完了（334）（西部総合事務所環境建築局）・・・・・・・・ 4
◇ 海区漁調 委告示	ひきनाव釣漁業の操業に関する指示（2）・・・・・・・・・・ 5
◇ 内水面漁 管委告示	水産動物の採捕の禁止に関する指示（2）・・・・・・・・・・ 5
◇ 公 告	鳥取県情報公開条例の運用状況（県民課）・・・・・・・・・・ 5
	個人情報の保護に関する法律等の運用状況（〃）・・・・・・・・・・ 8
	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（2件）（まちづくり課）・・・・・・・・ 12
	大規模店舗の設置の届出（2件）（〃）・・・・・・・・・・ 13

告 示

鳥取県告示第322号

鳥取県所有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例（平成16年鳥取県条例第32号）第7条第3項の規定に基づき、所有者等が判明しない放置自動車について、次のとおり告示する。

令和8年5月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

警告書を貼 り付けた日	放置されてい た場所	保管している場所	車名、塗色又は自 動車登録番号	車内に放 置されて いる物件	告 示 後 の 取 扱 い	引取りの方法
令和7年9 月3日	八頭郡若桜町 大字つく米635 －175（氷ノ山 自然ふれあい 館響の森駐車 場）	八頭郡若桜町大字 つく米635－13 （高原の宿氷太く ん駐車場）	スズキ スイフト スポーツ 白色 鳥取300ほ9350	書類等	令和8年 8月30日 以後に処 分	鳥取県生活環 境部自然共生 社会局自然共 生課に申し出 ること。

鳥取県告示第323号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、不入岡堰土地改良区の定款の変更を令和8年5月19日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年5月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第324号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、大谷溜池土地改良区の定款の変更を令和8年5月19日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年5月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第325号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、稲光井手土地改良区の定款の変更を令和8年5月19日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年5月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第326号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、松尾溜池土地改良区の定款の変更を令和8年5月19日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年5月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第327号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、福部土地改良区の定款の変更を令和8年5月19日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年5月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第328号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、大山町名和土地改良区の定款の変更を令和8年5月19日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年5月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第329号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、湖東大浜土地改良区の定款の変更を令和8年5月19日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年5月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第330号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第30条第2項の規定に基づき、伯耆土地改良区連合の定款の変更を令和8年5月19日認可したので、同法第84条において準用する同法第30条第3項の規定により告示する。

令和8年5月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第331号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定に基づき、次のとおり湖山町瀬土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により告示する。

令和8年5月29日

鳥取県東部農林事務所長 丸 田 謙 一

退任した役員の氏名及び住所

理 事	星 見 健 蔵	鳥取市湖山町西二丁目347
〃	田 住 宣 藤	鳥取市湖山町南五丁目346
〃	山 下 博 教	鳥取市湖山町南一丁目811
〃	山 本 達 彦	鳥取市湖山町西一丁目223
〃	川 口 慎一郎	鳥取市湖山町東一丁目647
〃	影 井 誠	鳥取市湖山町南一丁目235
〃	田 中 和 美	鳥取市湖山町南一丁目646
〃	池 田 初	鳥取市湖山町南一丁目936
〃	森 本 英 男	鳥取市湖山町南一丁目514
〃	山 根 光 美	鳥取市湖山町北一丁目282
〃	上 田 浩 正	鳥取市湖山町南五丁目330
〃	奥 村 博	鳥取市湖山町北一丁目464
監 事	鷺 見 澄 夫	鳥取市湖山町南一丁目917
〃	国 富 一 郎	鳥取市湖山町西二丁目133
〃	奥 村 智 洋	鳥取市湖山町南一丁目206

令和8年3月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	星 見 健 蔵	鳥取市湖山町西二丁目347
〃	松 川 宏 之	鳥取市湖山町南一丁目327
〃	小 松 和 幸	鳥取市湖山町南五丁目345
〃	山 本 達 彦	鳥取市湖山町西一丁目223
〃	川 口 裕 幸	鳥取市湖山町南一丁目389
〃	影 井 誠	鳥取市湖山町南一丁目235
〃	田 中 和 美	鳥取市湖山町南一丁目646
〃	池 田 初	鳥取市湖山町南一丁目936
〃	森 本 英 男	鳥取市湖山町南一丁目514
〃	山 根 光 美	鳥取市湖山町北一丁目282
〃	小 松 辰 子	鳥取市湖山町南五丁目352
〃	奥 村 博	鳥取市湖山町北一丁目464
監 事	国 富 一 郎	鳥取市湖山町西二丁目133
〃	岡 野 勲	鳥取市湖山町南一丁目814
〃	山 根 法 明	鳥取市湖山町南一丁目107
令和8年4月1日就任 任期3年		

鳥取県告示第332号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和8年5月29日から2週間鳥取県県土整備部道路局道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和8年5月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治				
路線名	区間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
東福原樋口線	米子市両三柳字大沢十八556－1地先から同字565－1地先まで	変更前	13.1～49.6	153.0
		変更後	29.5～78.7	153.0

鳥取県告示第333号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和8年5月29日から2週間鳥取県県土整備部道路局道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和8年5月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治		
路線名	区間	供用開始の期日
東福原樋口線	米子市両三柳字大沢十八556－1地先から同字565－1地先まで	令和8年5月29日

鳥取県告示第334号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和8年5月29日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

1 開発許可の年月日及び番号

令和8年4月27日 鳥取県指令第202600019423号

- 2 開発区域に含まれる地域の名称
西伯郡日吉津村日吉津
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
西伯郡日吉津村大字富吉107-1
川口 洋平

海区漁業調整委員会告示

鳥取海区漁業調整委員会告示第2号

鳥取県海面におけるひきなわ釣漁業（ヒラメの採捕を目的とするものに限る。以下同じ。）の操業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和8年5月29日

鳥取海区漁業調整委員会会長 灘 本 雄 一

ひきなわ釣漁業については、この指示の有効期間中毎年6月1日から8月31日までの間は、海岸線上における鳥取市福部町と同市浜坂との境界点から正北の線（世界測地系 経度 東経134度13.80分）と海岸線上における東伯郡北栄町と同郡琴浦町との境界点から正北の線（世界測地系 経度 東経133度43.15分）の間の海岸線から1,500メートル以内の海域において操業してはならない。

なお、この指示の有効期間は、令和8年6月1日から令和11年5月31日までとする。

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、水産動物の繁殖保護を図るため、その採捕について次のとおり指示する。

令和8年5月29日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 福 田 一 哉

1 指示内容

鳥取市円通寺における円通寺橋上流端から上流240メートルの地点と上流535メートルの地点の間の千代川の区域では、水産動物を採捕してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 鳥取県漁業調整規則（令和2年鳥取県規則第54号）第50条第1項の規定により、鳥取県知事の許可を受けた場合
- (2) 鳥取県内水面漁場管理委員会が特に理由を認め、採捕を承認した場合

2 指示期間

令和8年6月1日から令和9年5月31日まで

公 告

鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号。以下「条例」という。）第41条の規定により、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間の各実施機関における条例の運用状況を次のとおり公表する。

令和8年5月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 開示請求に係る決定等

(1) 総括表

	請求件数	処理件数
--	------	------

合計	382		403							
内訳	前年度からの繰越	新規受付	全部開示	部分開示	非開示	不存在	存否応答拒否	形式不備	取下げ	処理中
	25	357	205	75	0	21	0	2	43	57

(2) 実施機関別

		処理状況	請求件数		処理件数						
			前年度からの繰越	新規受付	全部開示	部分開示	非開示	不存在	存否応答拒否	形式不備	取下げ
実施機関											
知事（知事部局）	小計	22	202	146	16	0	8	0	0	4	51
	政策統轄総局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	令和の改新戦略本部	1	8	6	1	0	0	0	0	1	1
	輝く鳥取創造本部	0	13	10	0	0	1	0	0	0	2
	男女協働未来創造本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	総務部	3	24	17	0	0	1	0	0	0	9
	危機管理部	1	8	9	0	0	0	0	0	0	0
	地域社会振興部	10	7	6	0	0	1	0	0	1	9
	福祉保健部	1	15	10	1	0	5	0	0	0	0
	子ども家庭部	1	16	10	0	0	0	0	0	0	7
	生活環境部	0	9	5	2	0	0	0	0	0	2
	商工労働部	0	14	8	0	0	0	0	0	0	6
	農林水産部	0	18	17	1	0	0	0	0	0	0
	県土整備部	0	21	14	1	0	0	0	0	0	6
	会計管理部	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	中部総合事務所	0	5	5	0	0	0	0	0	0	0
	西部総合事務所	5	44	28	10	0	0	0	0	2	9
	知事（企業局）		0	5	5	0	0	0	0	0	0
教育委員会		1	24	16	5	0	2	0	1	4	1
公安委員会		0	1	1	1	0	2	0	0	0	0
警察本部長		2	101	18	52	0	7	0	0	35	1
選挙管理委員会		0	17	16	0	0	1	0	0	0	0
人事委員会		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員		0	2	0	0	0	1	0	0	0	1
労働委員会		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収用委員会		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
病院事業管理者		0	1	0	1	0	0	0	1	0	0
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公立大学法人公立鳥取環境大学		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取県住宅供給公社		0	1	0	0	0	0	0	0	0	3
鳥取県土地開発公社		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公益財団法人鳥取県造林公社		0	1	1	0	0	0	0	0	0	0

公益財団法人鳥取県教育文化財団	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公益財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公益財団法人鳥取県文化振興財団	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定管理者	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0

(注1) 「開示請求」とは、条例第6条第1項に規定する公文書の開示請求をいう。以下同じ。

(注2) 1件の開示請求に対し2件以上の処理がなされることがあるため、請求件数と処理件数は必ずしも一致しない。

2 審査請求に係る裁決等

(1) 総括表

	請求件数		処理件数							
	前年度からの繰越	新規受付	審理中	諮問中	未裁決	裁決				取下げ
						認容	一部認容	棄却	却下	
内訳	25	8	6	6	17	0	2	2	0	1

(2) 審査庁別

審査庁	処理状況 前年度からの繰越	請求件数		処理件数						
		新規 受付	審理 中	諮問 中	未裁 決	裁決				取下 げ
						認容	一部 認容	棄却	却下	
知事（知事部局）	16	6	4	5	12	0	0	1	0	1
知事（企業局）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	6	1	0	1	3	0	2	1	0	0
公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察本部長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事委員会	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
病院事業管理者	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公立大学法人公立鳥取環境大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取県住宅供給公社	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取県土地開発公社	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公益財団法人鳥取県造林公社	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公益財団法人鳥取県教育文化財団	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公益財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公益財団法人鳥取県文化振興財団	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定管理者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注1) 「審査請求」とは、条例第18条の3第1項に規定する開示決定等又は開示請求に係る不作為に係

る審査請求をいう。以下同じ。

(注2) 1件の審査請求に対し2件以上の処理がなされることがあるため、請求件数と処理件数は必ずしも一致しない。

3 審査請求に係る諮問、答申等

(1) 諮問に応じ調査審議する機関

鳥取県情報公開・個人情報保護審査会

(2) 公文書の開示決定等に係るもの

ア 総括表

合計	諮問件数		処理件数					
	28		28					
内訳	前年度からの繰越	新規受付	調査審議中	答申等				取下げ
				認容	一部認容	棄却	却下	
	15	13	7	0	14	7	0	0

イ 諮問団体別

処理状況 諮問団体	諮問件数		処理件数					
	前年度からの繰越	新規受付	調査審議中	答申等				取下げ
				認容	一部認容	棄却	却下	
鳥取県	27		6	0	14	7	0	0
	15	12						
八頭町	1		1	0	0	0	0	0
	0	1						

(注) 1件の諮問に対して2件以上の処理がなされることがあるため、諮問件数と処理件数は必ずしも一致しない。

鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号。以下「条例」という。）第28条の規定により、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間の各実施機関における個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び条例の運用状況を次のとおり公表する。

令和8年5月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 開示請求等に係る決定等

(1) 保有個人情報の開示請求に係る開示決定等

ア 総括表

	請求件数				処理件数							
合計	2, 123				2, 127							
内訳	前年度からの繰越	新規受付		開示する旨の決定			開示しない旨の決定				取 下 げ	処 理 中
		開 示 請求	即 時 開 示 請求	全部開示等		部 分 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応答 拒否	形 式 不備		
				全 部 開 示	即 時 開 示							
	4	2, 119		2, 083		28	2	6	1	0	1	6
55	2, 064	19	2, 064									

イ 実施機関別

処理状況	請求件数		処理件数					
	前年度	新規受付	開示する旨の決定		開示しない旨の決定		取下	処理

実施機関	からの 繰越	開示請 求	即時開 示請求	全部開示等		部 分 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒否	形 式 不備	げ	中
				全 部 開 示	即 時 開 示							
知 事（知 事 部 局）	1	166		153		3	0	4	0	0	1	6
		24	142	11	142							
知事（企業局）	0	0		0		0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0							
教育委員会	3	1,705		1,707		0	2	1	0	0	0	0
		6	1,699	8	1,699							
公安委員会	0	0		0		0	0	0	0	0	0	0
		0	—	0	—							
警察本部長	0	136		111		25	0	1	1	0	0	0
		25	111	0	111							
選挙管理委員会	0	0		0		0	0	0	0	0	0	0
		0	—	0	—							
人事委員会	0	99		99		0	0	0	0	0	0	0
		0	99	0	99							
監査委員	0	0		0		0	0	0	0	0	0	0
		0	—	0	—							
労働委員会	0	0		0		0	0	0	0	0	0	0
		0	—	0	—							
収用委員会	0	0		0		0	0	0	0	0	0	0
		0	—	0	—							
海区漁業調整委 員会	0	0		0		0	0	0	0	0	0	0
		0	—	0	—							
内水面漁場管理 委員会	0	0		0		0	0	0	0	0	0	0
		0	—	0	—							
病院事業管理者	0	13		13		0	0	0	0	0	0	0
		0	13	0	13							
地方独立行政法 人鳥取県産業技 術センター	0	0		0		0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0							
公立大学法人公 立鳥取環境大学	0	0		0		0	0	0	0	0	0	0
		0	—	0	—							

（注１） 「開示請求」とは、法第76条第１項の規定による開示請求のうち、条例第14条第１項の規定による開示決定の期限の特例が適用されないものをいう。

（注２） 「即時開示請求」とは、法第76条第１項の規定による開示請求のうち、条例第14条第１項の規定による開示決定の期限の特例が適用されるものをいう。なお、当該特例の適用がある保有個人情報と定めていない実施機関にあっては、「即時開示請求」及び「即時開示」の欄の件数を「—」としている。

（注３） １件の開示請求に対して２件以上の処理がなされることがあるため、請求件数と処理件数は必ずしも一致しない。

（２） 保有個人情報の訂正請求に係る訂正決定等
請求なし

(3) 保有個人情報の利用停止請求に係る利用停止決定等

請求なし

2 審査請求に係る裁決等

(1) 保有個人情報の開示決定等に係るもの

ア 総括表

	請求件数		処理件数						
	前年度からの繰越	新規受付	審理中	諮問中	未裁決	裁決			
内訳						認容	一部認容	棄却	却下
	3	2	2	1	1	0	1	0	0

イ 審査庁別

審査庁	請求件数		処理件数						
	前年度からの繰越	新規受付	審理中	諮問中	未裁決	裁決			
						認容	一部認容	棄却	却下
知事（知事部局）	2	1	1	1	1	0	0	0	0
知事（企業局）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	1	0	0	0	0	0	1	0	0
公安委員会	0	1	1	0	0	0	0	0	0
警察本部長	0	0	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
病院事業管理者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方独立行政法人 鳥取県産業技術センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公立大学法人公立 鳥取環境大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注1) 「審査請求」とは、法第106条第1項に規定する審査請求をいう。以下同じ。

(注2) 1件の審査請求に対して2件以上の処理がなされることがあるため、請求件数と処理件数は必ずしも一致しない。

(2) 保有個人情報の訂正決定等に係るもの

請求なし

(3) 保有個人情報の利用停止決定等に係るもの

請求なし

3 審査請求に係る諮問、答申等

(1) 諮問に応じ調査審議する機関

鳥取県情報公開・個人情報保護審査会

(2) 保有個人情報の開示決定等に係るもの

ア 総括表

合計	諮問件数		処理件数					
	3		3					
内訳	前年度からの繰越	新規受付	調査審議中	答申等				取下げ
				認容	一部認容	棄却	却下	
		1	2	1	0	2	0	0

イ 諮問団体別

処理状況 諮問団体	諮問件数		処理件数					
	前年度から の繰越	新規受付	調 査 審 議 中	答 申 等				取下げ
				認 容	一 部 認 容	棄却	却下	
鳥取県	3		1	0	2	0	0	0
	1	2						

(注) 1件の諮問に対して2件以上の処理がなされることがあるため、諮問件数と処理件数は必ずしも一致しない。

(3) 保有個人情報の訂正決定等に係るもの

諮問なし

(4) 保有個人情報の利用停止決定等に係るもの

諮問なし

4 行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等

(1) 行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案

ア 募集年度 令和7年度

イ 提案の募集期間 令和7年8月18日から同年9月17日まで

ウ 提案等の件数及び処理状況 提案なし

(2) 作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案

提案なし

5 保有死者情報の提供依頼に係る提供等

(1) 総括表

	依頼件数		処理件数							
合計	15		15							
内訳	前年度からの繰越	新規受付	提供する旨の通知		提供しない旨の通知				取下げ	処理中
			全部提供	部分提供	不提供	不存在	存否応答拒否	形式不備		
		2	13	13	0	1	0	0	1	0

(2) 実施機関別

実施機関	処理状況	依頼件数		処理件数						取下げ	処理中
		前年度からの繰越	新規受付	提供する旨の通知		提供しない旨の通知					
				全部提供	部分提供	不提供	不存在	存否応答拒否	形式不備		
知事（知事部局）		2	13	13	0	1	0	0	1	0	0

知事（企業局）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察本部長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
病院事業管理者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方独立行政法人 鳥取県産業技術センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公立大学法人鳥取 環境大学	提供制度なし									

（注１） 「保有死者情報の提供依頼に係る提供」とは、条例第７条の規定を参酌し、遺族又は子孫からの提供依頼に係る保有死者情報を提供することをいう。

（注２） １件の提供依頼に対して２件以上の処理がなされることがあるため、依頼件数と処理件数は必ずしも一致しない。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項において準用する同法第20条第１項の規定により、鳥取市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第２項において準用する同法第20条第２項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和８年５月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

１ 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画道路 ３・５・１８号千代水幹線

鳥取都市計画道路 ３・５・１９号嶋里仁線

鳥取都市計画道路 ３・４・１２号湖山商栄線

鳥取都市計画道路 ３・４・１８号晩稲賀露線

鳥取都市計画道路 ７・５・４号千代水循環線

２ 縦覧場所

鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項において準用する同法第20条第１項の規定により、米子市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第２項において準用する同法第20条第２項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和８年５月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

１ 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画地区計画 河崎中央地区地区計画

2 縦覧場所

鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）

鳥取県大規模店舗立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号）第8条第1項の規定に基づき、大規模店舗の設置について届出があったので、同条第5項の規定により公告する。

当該設置届に係る届出書及びこれに添付された書類は、令和8年5月29日から令和8年7月29日まで公衆の縦覧に供する。

なお、当該届出施設の設置については、同条例第10条第2項の規定に基づき令和8年7月29日までに知事に意見書を提出することができる。

令和8年5月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 届出者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1

2 大規模店舗の名称

ドラッグコスモス鹿野店

3 大規模店舗の敷地の所在地

鳥取市鹿野町岡木字下荒堀254-2 外

4 大規模店舗の用途

物販店舗

5 大規模店舗の総床面積

1,776平方メートル

6 大規模店舗の設置に係る工事に着手する予定の日

令和8年7月31日

7 縦覧場所及び意見書の提出場所

鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）

鳥取県大規模店舗立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号）第8条第1項の規定に基づき、大規模店舗の設置について届出があったので、同条第5項の規定により公告する。

当該設置届に係る届出書及びこれに添付された書類は、令和8年5月29日から令和8年7月29日まで公衆の縦覧に供する。

なお、当該届出施設の設置については、同条例第10条第2項の規定に基づき令和8年7月29日までに知事に意見書を提出することができる。

令和8年5月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 届出者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930

2 大規模店舗の名称

（仮称）ダイレックス鳥取駅南店

3 大規模店舗の敷地の所在地

鳥取市富安一丁目84-1 外

4 大規模店舗の用途

物販店舗

5 大規模店舗の総床面積

2,098平方メートル

- 6 大規模店舗の設置に係る工事に着手する予定の日

令和8年7月31日

- 7 縦覧場所及び意見書の提出場所

鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）